

135. 昭和前期の雲仙における国際公園都市計画に関する研究

-戦前の景勝地における都市計画の展開-

Study on the planning of the “Unzen garden city” in the early Showa era

- Focus on the city planning in the scenic area-

西川 亮*・中島 直人**・窪田 亜矢**・西村 幸夫**

Ryo Nishikawa*, Naoto Nakajima**, Aya Kubota** and Yukio Nishimura**

This study focuses on the “Unzen garden city planning” by the urban planner Shigeyuki Taniguchi in the early Showa era. This plan was unique for several reasons. It was not by a landscape designer as was customary but by an urban planner who drew up a plan for the scenic area. Unzen, the first designated national park area, adopted the Urban Building Act and the City Planning Law. A certain degree of the plan became a reality.

This study examines the details of the plan, the effects of the Urban Building Act and the City Planning Law and the role of Taniguchi. The plan was comprehensive and included the street and square developments, zoning, facilities as well as a wide variety of city planning techniques. By taking advantage of the preparation for the 1940 Tokyo Olympic Games and the National Park Project, the application of the Urban Building Act and the City Planning Law enabled street and square development as well as the streetscape improvement. Taniguchi engaged not only in the planning but also in the application of these laws, planning decisions and implementation as both a planner and a plan promoter.

Keywords: Unzen national park, garden city, tourism, Shigeyuki Taniguchi, City Planning Law, before WW2

雲仙国立公園、公園都市、観光、谷口成之、都市計画法、戦前

1 はじめに

1.1 研究上の仮説と背景

我が国の景勝地の多くは個々の施設が乱立するように集積し、景観や土地利用などにおいて十分な統率力を持たずに観光開発されてきている。こうした状況に対し、観光地の空間管理は都市計画による一定の制限のもとでの解決が必要だと指摘がなされている¹⁾。戦前に眼を転じると、都市計画法の適用要件に「温泉地、海水浴場、史蹟地、遊覧地等²⁾」があり、景勝地を都市計画的な観点から整備していかうとする機運があった。つまり、観光地の問題を施設整備に留まらず、都市計画によって面的に解決しようとする動きがあったのではないか。その一端を示す史実として長崎県小浜町雲仙における戦前の都市計画を取り上げる。

1.2 既往研究と本研究の意義

雲仙に限らず、その他の景勝地でも戦前から空間的な計画は策定されていたことが分かっている¹⁾。それらの計画は本田静六や田村剛といった造園家によるものであった。対して雲仙では、都市計画長崎地方委員会の技師による積極的な関与があった。従って、雲仙の事例は1つの景勝地開発史としての位置付けに留まらず、地方集落かつ景勝地における近代都市計画史として捉えられるべきものである。この観点で雲仙に関する既往研究を参照すると、明治期から国立公園指定までの概略史については賀来³⁾によって整理されている。しかし、本研究で言及する2つの都市計画については言及されておらず、研究の視点についても公園の施設整備や交通網整備といった事実の把握に留まっている。砂本⁴⁾は1935年開業の雲仙観光ホテルについて、その経緯を明らかにしている。しかし、ホテル建設の以前から地域で構想されていた空間計画の考え方に対する言及はなく、施設の建築史に留まっている。

戦前の景勝地開発に関する研究として、山口による研究²⁾などがあるが、それらは街路と施設配置に関する計画を明らかにしたものである。雲仙の計画は明確に景勝地内に市街地を形成することが目的となっており、それを都市計画法等の力を借りることで実現を図った点で特異である。

1.3 本研究の目的

1.1及び1.2を踏まえ、本研究では戦前の雲仙を事例に、都市計画技師が作成した計画の理念とその実現の解明を通じて、都市計画技師が果たした役割及び物法・都市計画法の適用が雲仙にもたらした意義を明らかにする。

1.4 研究方法

長崎県都市計画課が保管していた戦前の都市計画及び雲仙公園に関する史料（議事録・計画書等）を新たに発掘した³⁾。また、長崎県立図書館所蔵の雲仙公園に関する史料や県議会史を用いた。さらに、2016/4に戦前に古湯地区で生まれた2名（K氏・I氏）への現地ヒアリングをした⁴⁾。地元へのヒアリングは過去の近代都市計画史研究ではあまり見られなかった方法であり、計画書や新聞等には残されていない細部の事実を把握することができる。そして当時の事実確認をするために1927⁵⁾～1940年までの新聞記事全てを閲覧し、雲仙に関連する記事を抽出した⁶⁾。当時雲仙は県営公園であったことと国立公園指定を巡る動きが多く、県内の注目は高かった。そのため、新聞記事には県や国、地域の小さな動きまで記事になっており、史料的価値は高い。なお、年月や年月日を/で区切って表記し（例：1930年1月を1930/1）、引用を除いて都市計画法を都計法、都市計画街路を都計街路、市街地建築物法を物法と略記する。

2 大正期から昭和初期の雲仙をめぐる動き

2.1 施設整備から計画的な整備への認識

* 正会員 公益財団法人日本交通公社 (The Japan Travel Bureau Foundation) / 東京大学大学院都市工学専攻 (The University of Tokyo)

** 正会員 東京大学大学院都市工学専攻 (The University of Tokyo)

雲仙は1911(M44)年に明治50年日本大博覧会に向けて県営公園となすこととなり、以来県が中心に整備を行ってきた。県は長崎から雲仙までの交通路の確保と施設整備に重点を置いていた。1911年から6カ年事業を経て県は十数万円の予算を投じて施設整備を図ってきたものの、箱根や六甲山に比べると貧弱だという認識であった。更に相当の設備整備に取り組むためには、「統一あり秩序ある計画で施設を進むるのが適当」という認識を持つに至った⁵⁾。そこで「アメリカに留学して庭園樹並に公園経営上の学理と経験を錬磨した」園孝治郎を主任、明治神宮造営局技師の折下吉延を事務嘱託として登用し1921年度に雲仙公園の基本調査を実施した⁵⁾。その結果、公園地域の拡張と公園地帯に付随した遊覧地区として島原半島の海岸沿い集落などが設定され、遊覧系統を整備することが方向性として示された。また、園は1921年の調査報告の中で、新湯を外国人向けホテル、古湯や小地獄エリアを日本旅館の地区にする提案をしている⁶⁾。

2.2 都市計画による課題解決の気づき

雲仙に対して都市計画の必要性が県の方向性として初めて言及されるのは1927/11であり、佐上知事は通常県会において雲仙公園の将来構想を次のように述べている。「普賢岳、野岳一帯その他景観と関係のある国有林を県の管理に属するようその筋と交渉中で、近く名勝地の指定を受け公園一帯に小都市計画を施行してホテル地区、日本宿地区、貸別荘地区等を定めて風致の保存に努めたい⁷⁾」。

佐上知事がこう述べるに至った経緯として、1927/9に長崎県嘱託で内務省公園課長の折下⁷⁾が雲仙を視察し、佐上知事と対談を行った事実を指摘できる。その際、折下は「外人ホテル地域と、邦人旅館地域又はバンガロー地域等を画然と設定して、之に上下水道を貫通せしめた上に其の衛生設備を完成し更にプールや遊園場等を配合し之に加ふるに天然保存物、名勝史跡等を巧みに取り入れ」ることを提案し、「『温泉都市計画法』を実施する事に依り県令施行令を発布して本県を主体とする設備を為さしむるのが最良の方法である」「凡ての施設を整へ普く内外人が之を利用する基礎を計画的に実現せしめ得た暁こそは国立公園として始めて生命ある完全なるのが出来る⁸⁾」と述べた。

ホテルや旅館の地区を分けるといった提案は、既に1921年に園も考えていたものであり、当時の雲仙にとって目新しいものではない。折下が述べる都市計画とは、宿泊施設別の地区の分割と「凡ての施設を整える」というものに過ぎなかったが、明確に都市計画という言葉を用いてその必要性を述べた点で注目し得る。また、国立公園の指定を受けるためには都市計画が必要だという発言は佐上知事にとって大きく響いたに違いない。当時、県営公園として経営してきた雲仙公園はその維持費や目的から国立公園化を望む声が高まってきた頃であり⁸⁾、知事は国立公園化に繋がるのであれば都市計画も必要だと理解したことも想像に難くない。佐上知事の発言と折下の発言は非常に類似しており、影響を受けたことが明らかである。

このように、施設整備から都市計画へと観点が変わっていく。しかしアクションにはつながらず、当時、佐上知事が雲仙公園に関する計画策定に動いたという記録は無い。

なお、日本人エリアと外国人エリアとを分けるという発想の背景には、明治期から新湯に外国人向けのホテルが立地していたということに加え、次のような理由があったと考えられる。当時、外国人はホテル、日本人は旅館に宿泊する習慣だった。そして「外人は温泉、公園等では全く静寂を尊び、身を仙境に置く所に趣味を持つが、日本人は酒を呑み歌を唄い余興をやって喜ぶと云う風⁷⁾」があり、日本人と外国人とでは旅行目的が明確に異なっていた。その両者がその目的を達成できるよう、逆に言えばその目的を互いに妨害されないよう、エリアを分ける必要があった。既に古湯に旅館街、新湯にホテル街が形成されていたが、それを将来も明確に分けようということである。

当初長崎県は雲仙を外国人向けに経営したいと考えていたが、それに対し県議会議員からは外人優遇策だけでなく日本人も優遇する必要があるのではないかという指摘を受けていた⁵⁾。そのため、佐上知事は「日本人の趣味に合せ躑躅や紅葉の時節は日本人を吸収し、夏避暑時には外人を誘致すると云うようにして、四季を通じて内外人の利益を益す」という方針を述べているが、それもまた日本人と外国人の訪問季節を分離させ、それぞれの目的を達成できるようにしようということを示している。それによって観光客を通年で安定的に受け入れることが可能になるほか、ホテルと旅館の両方が利益を受けることができるというメリットもあったと考えられる。

これらの動きの背景として、雲仙は明治期から上海や国内に居住する外国人の避暑地であったことや1927年に新日本八景に選定され、日本人観光客も増加したことが挙げられる。同時に国立公園への指定の期待も高まってくる頃であり、滞在環境を整える必然性が生じていた。

2.3 公園主事 園孝治郎の経験と考え

園は1928年に欧米の公園視察調査を行っている。そこでその経験について、「ドイツにしても、米国にしても、温泉場は日本に於ける市街地と同様に、如何なる山間・僻地と雖も、整然たる都市計画が実現せられているのに大いに感動⁹⁾」し、「雲仙の温泉地帯の都市計画を行い、街路計画に基づく緑樹帯を作り、その区画もホテル、バンガロー区域を設け、洋式宿泊施設を充分に行ひ、以て国際的利用を拡大し、従来の温泉場、古湯、小地獄は純日本式温泉場区域として、更に別所方面には新温泉場区域をも設けて、内国人向きの温泉的設備の助長を図り、内外人それぞれの生活的色彩を地域に依って区分し、以て内外登山客の満足をはかり⁹⁾」という具体的な構想を述べている。

このように、折下の発言に始まり、知事や公園主事といった県営公園の経営に力を持つ人物が徐々に都市計画による問題解決の必要性や可能性を認識していった。そして1930年頃から実際の動きが見られるようになる。

3 国際田園都市雲仙計画案

3.1 計画策定年の検証

長崎県都市計画課に所蔵されている史料に「国際田園都市雲仙計画案(以下、田都計)」がある。この書類には作成年月の記載がないため、現存する史料から推察する必要がある。まず公文書を参照すると、田都計は1937/6/24に作成された文献(10)の添付史料として保存されている。文献(10)に「昭和二年温泉公園調査会ヲ設ケ、全三年『国際田園都市雲仙計画』を樹立シ」とあり、本書類の添付物として温泉公園調査会内規・名簿及び田都計が添付されている。しかし、次の史料及び理由から田都計が昭和3(1928)年に策定されたものではなく、早くとも1930/4以降に作成されたと考える。第一に、1927(昭和二)年～1928(昭和三)年当時の長崎新聞及び長崎日日新聞に調査会や計画策定の記事は存在しない。第二に、調査会内規と全て同一の「温泉調査会」設立の記事と名簿が1929/9/25長崎日日新聞にて確認できる。公文書と比較すると、役職は全て同一であり、氏名は水利土木担当と公園計画担当の都市計画長崎地方委員会の者が異なる。前者は1929/10に調所から中川に¹¹⁾、後者は1930/1に山極から谷口成之に異動があり¹²⁾、公文書の名簿には中川と谷口の名前がある。

つまり、温泉調査会は1929年に設立され、史料Bの名簿は1930/1以降のものだったと考えられる。第三に、1929/12/5及び12/19に開催された通常県会の土木費予算会議において次の質疑が見られる。1930年度の土木予算について、中川参与員が「温泉公園調査費を計上したのは、(中略)基本的な計画を立てようとするもの」と述べ、赤松参与員は「開発は県の資力だけでは不十分な点もあるので、民間資本も適当に導入する必要があると考える。従って公園地区内に都市計画的な基本計画を樹立して、県指導の下に統制ある経営を行いたい」と述べている。つまり、県は1930年度予算によって「都市計画的な計画」が策定しようとしており、それが田都計だったと考えるのが妥当である。

3.2 田都計の内容

計画策定の意識として、「滞在外人を第一目的とする関係上滞在中気持よく住せる為には矢張り中心温泉地聚落(内区と称するもの)の範囲に限り国際田園都市的聚落計画を設定」すべきだという認識に立っている。計画は計画範囲、計画素材、計画組成案及び附図から構成されるが附図は存在を確認できていない⁹⁾。計画範囲は温泉地聚落とし、将来の利用者数の増加を考慮しても十分ゆとりを保てることを確認している。すなわち、内区面積の約78万坪を外国の田園都市人口密度である125坪/人で除することで6,300人の収容を理想とする。一方、利用者の増加予測については、当時の1日最大客数を外人550人/日、日本人550人/日とし、合わせて1,100人/日の滞在とし、60年後には4,400人/日になると計算している。計画策定当時は県営雲仙公園の開設から約20年が経っており、20年で観光客数が0人/日から1,100人/日に達したとみなし、年に55人/日(=1,100/20)のペースで将来も増加すると考えたものである。計算式で

示せば、 $1,100 \text{ 人/日} + 55 \text{ 人/日/年} \times 60 \text{ 年} = 4,400 \text{ 人/日}$ である。

公園内の定住人口については、当時の自然増加率1%と移入増加率1%を足した毎年2%の増加率を見込んだ場合、当時の人口720人は60年後に1,584人とある。計算式で示すと $720 \text{ 人} + 720 \text{ 人} \times 2\% \times 60 \text{ 年} = 1,584 \text{ 人}$ である(図1)。観光客数と合算すると60年後には5,984人/日となることが見込まれており、一人当たり面積から算出された6,300人を超えないため、計画範囲の妥当性を証明している。

計画素材では計画範囲内の空間の整備方針をまとめている。具体的には、①都市構成骨子、②ブロックの大きさ(原文)、③道路幅員、④街路剪除標準、⑤川の利用法、⑥自動車及び登山自動車登山台数から算出される駐車場面積である。①は、計画対象地を「中心、ホテル公館地区(以下A地区)」「別所新温泉日本式旅館第二バンガロー地区(同B)」「小地獄、日本式旅館第一バンガロー地区(同C)」3区分に分け、それぞれに必要な空間整備の考えが述べられている。A地区は雲仙温泉の中心をなす区域だが、塀の撤廃、前庭を十分に取るといった考えから開放的な空間を整備することを目指し、C地区は風致を活かした空間の整備を示している。また、A地区を外人向けホテル、B・C地区に日本人向け旅館やバンガローを集約させようとしている。そしてそれぞれの空間の作り方にまで言及されている。②は長辺60間以上、短辺20間以上と定められ、大きな区画を形成しようとしていた。③は一等道路は交通、逍遙、美観目的で八間以上、二等道路は交通、逍遙目的で五間以上、三等道路は住宅、交通目的で一・五間以上とそれぞれの幅員に目的を与えている。④は交叉する道路幅員によって細かく標準が定められている。⑤は私用を許さないことと逍遙目的に必要な施設を配置することと定められている。⑥は心々距離¹⁰⁾(5間)と速度(15哩時)、山の麓から地区に至るまでの時間(6時間)とルート(2方向)から、地区として受け入れられる自動車台数の上限を2,000台と計算し、1

定住人口・観光客数

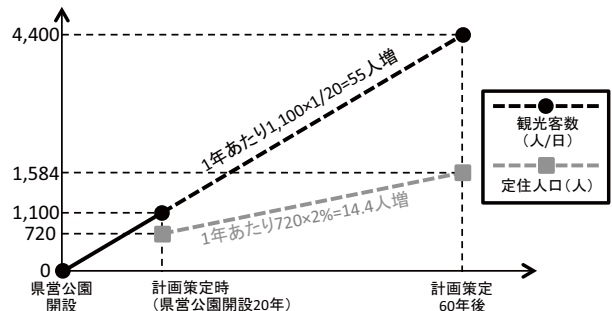


図1 田都計における観光客数・定住人口の将来予測の考え方

表1 田都計の地域区分

A 中心、ホテル公館地区	新湯、古湯、ホテル、事務所、郵便局、警察署、小学校、テニスコート等を含む地区。街路幅員拡張、交通広場設置、街角剪除、塀撤廃等は改善、前庭を相当に取る、自動車パーキングを各所に作る
B 別所新温泉日本式旅館第二バンガロー地区	稚児落籠よりゴルフ場に近接するキャンピンググラウンドに接する区域。日本式旅館を主眼とした地区とする。旅館小売商業路線を配し他は住宅・別荘とする
C 小地獄、日本式旅館第一バンガロー地区	小地獄を中心とした地域で不便だが閑静で風致が良い。バンガローを主眼として指定する。自雲池を含む。旅館小売商業、バンガロー日本式住宅、別荘とする

台あたり必要な駐車台数から面積を算出しており、将来人口と同じように数値的な方法が用いられている。計画組成案は各地区の面積とその比率を算出している。

本計画を当時の都市計画技術と比較すると、計画範囲においては、計画面積と一人当たり面積から将来人口を予測する手法は当時の都市部の都市計画区域設定時に用いられていたものであった¹³⁾。一般的な都市では市街地が20坪/人、近郊地が40坪/人、外郊地が80坪/人として計算されていたが、本計画では外国の田園都市をモデルに、外郊地よりもゆとりを持った125坪/人が採用された点から観光地に必要な空間特性を読み取ることができる。そしてそもそも、将来人口に観光客数を考慮する点に雲仙ならではの特徴がある。計画素材については、①は用途地域に相当するものだが、都計法のそれに比べると詳細であり、それぞれの地域の特性まで含めた設定となっている。③は一般的な都市と同様に段階別の構成となっているが、一等道路でも「15m以上」であり、都市部の計画に比べると幅員は狭い。④は例えば震災復興計画で用いられていた復興局の標準では「幅員6米以下の街路が幅員十一米未満の街路と交差する箇所の街角は之を剪除せず¹⁴⁾」とあるように、全ての交差点に街角剪除が義務付けられている訳ではなかった。それに対し、本計画では三等道路同士の交叉であっても街角剪除が求められていた。一方、②や⑤⑥の考え方や内容は都市部の都市計画では見られなかったものである。

田都計は、それまで地域が描いていた構想をベースとして当時の都市計画技術を踏まえて都市計画として纏め上げたものと位置付けることができよう。これらの都市計画手法に明るいのは都市計画の専門家である。つまり、調査会メンバーで長崎地方都市計画委員会技師の谷口成之が計画策定の中心的な役割を担ったと推察される。この計画の特徴である将来観光客数の予測が1934/2/24に「五十年後の雲仙 県の谷口技師が調査」と題して新聞報道されていること¹⁵⁾や次章以降に述べる事実からも明らかである。

3.3 谷口成之（しげゆき）の長崎赴任

ここで谷口成之について整理しておく。谷口は1900年に愛知県に生まれ、東京帝国大学土木工学科を卒業後、直ちに都市計画愛知地方委員会に採用された。当時、技術の長に石川栄耀が居り、建築出身の中村綱や兼岩伝一とともに都市を建設する手法について議論を交わしていた¹⁶⁾。1930年に長崎地方委員会に転任した。長崎では雲仙公園も都市計画が担当することとなっていたため、榎木寛之の紹介で折下吉延から色々な話を伺ってから長崎に赴任したという。都市計画長崎地方委員を1939年まで9年間努めた¹¹⁾。

4 雲仙国際公園計画の策定

4.1 計画大綱の発表

雲仙公園を国立公園と指定すべく、伊東知事は「谷口技師を専任し¹⁷⁾」種々計画の策定をさせた。谷口を専任させたのは、前述の通り、県営公園の担当が都市計画であった¹⁷⁾からであろう。1930/6/11に谷口は知事や中川土木課長と

共に雲仙国際公園計画（以下、公園計画）大綱を記者団に発表している¹⁸⁾。この大綱はこの計画は従来の温泉集落のみではなく、島原半島全体を公園区域として捉え、諏訪池や小浜、口ノ津、加津佐、有馬、有家、千々石、島原、神代等の海岸沿いの集落を衛星公園とするものだった。

この大綱発表2週間後に伊東知事は「長崎県南高来郡県営雲仙公園を中心とする所謂島原半島一帯を以て国立公園に指定される事を請願す」を国立公園調査会に送っている。請願書は、雲仙の自然的価値よりも滞在地としての魅力を強調するものであり、「雲仙公園計画調査会に鋭意公園区画拡張及諸施設充実計画中にあり¹⁹⁾」と、県として計画に基づいて島原半島全体の整備に力を入れていくことを理由に挙げている。つまり、この計画は国立公園指定範囲を半島全体へ広げることを見据えた整備方針だった。

4.2 調査会議論を踏まえた計画の確定

1930/6に発表された大綱はまだ具体案ではなく、その後も検討が続いた。雲仙公園調査会は1931/7/20によろやく第1回会合が開催されている。第1回会合では中川土木課長により根本的計画について説明がなされ、1931/8/3の第2回会合にて計画案が審議され、「大体之れを認むる」こととなった。主な計画内容は表2である。そして公園内各所に散在する料理店等を1ヶ所に移すことや墓地の改葬、火葬場の移転、塵芥焼却場の移転、バンガロー区域の指定、今後の雲仙諸建築に物法を適用する様知事より陳情書を提出すること、警察官派出所の改築を急ぐことが急施事項として定められた。

4.3 雲仙国際公園計画と雲仙国際公園都市計画

公園計画は、これまで開発が進められてきた山上の区域に対して雲仙麓の集落を「衛星公園」と呼び、それらを含めた半島全体を公園とするという考えに基づいている。この計画では、雲仙全体を公園都市、公園区域、公園外区の3つに分けている。公園都市は温泉中心部であり、都市計画分野による計画の実行、公園区域は国立公園指定の暁にはその区域と一致させることを理想とし、大部分を保安林及び史跡名勝天然記念物保存法による制限地で国有林を指していた。公園外区は島原半島に点在する集落や海水浴場で、国際公園としての観念を地元へ伝え、保勝会等による維持向上が期待されている²⁰⁾。公園外区と公園都市の連絡

表2 雲仙国際公園計画²¹⁾

<p>【公園都市 中央約80万坪】◆広場：新湯約600坪 ◆一等街路（幅員平均8間）：有明ホテル角～高来ホテル前角、有明ホテル角～小学校角温泉神社前、高来ホテル前より温泉神社前、島原千々石道分岐点、高来ホテル前より新湯共同浴場前 ◆二等街路（幅員平均5～7間）：新湯～小地獄、有明ホテル角～小浜県道諏訪池公園道分岐点、札の原～小地獄、有明ホテル角～小地獄、小学校角～千々石県道、島原千々石道分岐～冷水プール、島原千々石道分岐点～ゴルフ場 ◆地域：特別地域、第一住居地域（ホテル・バンガロー）、第二住居地域（日本旅館、商店等）、風致保存・公園地域・史跡名勝天然記念物保存法適用地域・風致保存地域・運動公園・苗圃地域 【公園区域 内務省案国立公園区域約35,830,000坪】 ◆三等道路（幅員約2.5～3間）：罫山登山道路、原生沼～広河原池～小浜県道、別所～加持川～ゴルフ場、小地獄～養原～島原県道、養原道路、島原県道～野岳廻り～仁田～神代線、火葬場道路、塵芥焼却場道路 ◆地域：風致保存地域、ツツジ鑑賞地域、紅葉鑑賞地域、ゴルフ場（広園区域を含む）、ピクニックキャンプ指定地域 【公園外区 島原全半島及衛星公園を含む】 ◆三等道路（自動車、幅員2.5～5間）：島原半島海岸周遊線、雲仙神代線（認定）、田代原千々石線（計画）、同山田村線、同大三東村線、第二次越島原町線、雲仙東有家線（認定）、雲仙加津佐線（認定）、矢管西有家線（計画）、矢管北有家線、諏訪池北有家線（認定）、諏訪池京泊線（計画）、同口ノ津線（認定）、同小浜線（認定） 【施設】 雲仙会館、上水道、下水道、野外音楽堂・野外劇場、墓地火葬場の移転計画及塵芥焼却場の移転完成、共同便所、街路照明、自動車駐車場（古湯、新湯、テニスコート）、冷水プールの完成（50m）、運動公園施設、児童遊園、天然動物園、別所新温泉計画、登山道遊歩道、其他</p>

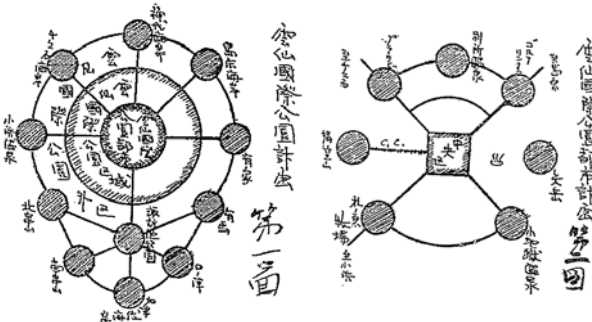


図2 公園計画(左)と公園都計(右)²⁰⁾

道路を県道として整備し、更にその両側には風致林を造成することが計画されている。山上は都市計画と国立公園による制限をうまく組み入れて保全エリアと開発エリアとを明確に分けようとしていた。そして雲仙国際公園都市計画

(以下、公園都計)は、このような島原半島全体に対する公園計画の中で、公園都市部を理想的な都市計画の樹立に依って雲仙の有機的な発展を目指そうとする計画である²⁰⁾。

谷口は、公園都市という名称について次のように述べている。『公園都市』はガーデンシティから来て居るが、我国の名訳『田園都市』とは多少趣を異にして居る。何故ならば、非生産的であって、都市の栄養素である工場を持ち得ないからである。そしてそれは大都市内容分散の目的から来て居るのでもないからである。(中略)敢て雲仙国際『公園都市』とした所以である」と語っており、田園都市よりも公園都市の方がふさわしいことを強調している。

この谷口の言葉を踏まえると、もともと谷口は田園都市という表現で計画を検討していたが、公園都市(ガーデンシティ)の考えに至り、名称を修正したと考えられる。田都計を作成し、それをベースに島原半島全体に計画範囲を拡張(公園計画)し、そのうち温泉地区を対象に再検討したのが公園都計であろう。

では、なぜ当初谷口は「田園都市」という言葉を当てはめたのか。そしてなぜ雲仙から島原半島全体へと計画範囲を拡張したのか。前者については、その背景に石川栄耀の影響を意識する。谷口は名古屋時代、イギリス視察後でアンウィンの田園都市に大きく影響を受けていた石川栄耀との関わりがあった。それが部下の谷口にも都市計画思想として浸透していたのではないかと。後者については、1920年代から島原半島一帯を公園地帯に付随する遊覧地区とする見方が存在していたのはもちろんだが、加えて谷口が当時地方計画論に関心を抱いていたことも関係していたと考えられる。谷口は「大正14年頃からよくは分らぬ年々先輩のき尾に付し乍ら地方計画論を論じ、英米に次いで地方計画単独法公布を主張²²⁾」しており、その関心は1933年都計法改正後に更に高まる。雲仙の地方計画論を幾つかの論考で論じており¹²⁾、公園計画は谷口による地方計画の試論でもあったと言えよう。

4.4 雲仙国際公園都市計画の考え方

谷口は文献²⁰⁾に詳細に計画理念を述べている¹³⁾。まず、当時の雲仙の課題として、「都市的内容の不足から来て居る

表3 雲仙国際公園都市計画の地域区分

特別地域	新湯エリア一帯
商業地域	1)有明ホテル角～白雲池道入り口及び古湯一帯、2)別所新温泉、3)小地獄温泉
第一住居地域(外人向け)	白雲池を中心とする一帯及び別所の林間の地、バンガローを主とし、外人をして安意に滞在し自然生活を楽しませる
第二住居地域(日本人向け)	小地獄温泉一帯、札ノ原、古湯付近、別所付近 日本人住宅別荘を目的とした邦人区域
風致保存公園地域	前四地域以外のエリアで、史跡名勝天然記念物法に基づく消極的保存地区と、積極的に手入れをして天然公園として利用すべき部分を含む

表4 2つの計画の地域区分比較

地区	田園都市計画案	公園都市計画
別所	日式旅館を主眼、旅館小売商業、住宅・別荘	商業地域・日本人向け住居地域 外人向けバンガロー(森林部)
古湯	中心・ホテル公館地区	商業施設・日本人向け住居別荘地域
新湯		公館ホテル地区(外人向け)
小地獄	旅館小売商業・バンガロー 一日式住宅・別荘	商業地域・住居地域(日本人向け)
白雲池	規定なし	外人向けバンガロー
札ノ原	規定なし	日本人向け住居別荘地域

不満(中略)娯楽設備の不足、道路の幅の狭小なること、系統の不備、地域的欠点、等々があつて、(中略)長期滞在期間中に生活の単調をかこつ」と認識している。

地区の人口収容力や将来人口の考え方、将来観光客数及び居住人口の算出方法は田都計のまま残されている。

街路については、適当な路幅、交通広場、歩車道の区別、系統の整正が必要であると考えている。一等街路標準幅員を8間としたのは、自動車道3間、逍遙(歩行道)を両側に1.5間、美観のための緑地帯或いは並木帯を3尺以上とすることに由来する¹⁴⁾。この標準を基礎とし、一等・二等道路には最低でも歩車分離を図り、片道に歩道を取るものと定めている。街路の設計については、二等以上の交通幹線は「成る可く曲線とし、曲線半径を大きく」し、三等以下は地形風致を主とし、路景の増進に努めることとしている。近代都市計画を用いながら、敢えて直線道路を選ばない構想がなされていたことは興味深い。また、新湯には雲仙のシヴィックセンターとなすべく約六百坪の広場が計画された。田都計にあったブロックの大きさ、街角剪除、川の利用法、駐車台数については文献²⁰⁾では言及されていない。用途地区については田都計から修正されており、表3の通りである。雲仙を別所・古湯・新湯・小地獄・札ノ原の地区に分け、田都計と公園都計を比較すると、後者では外国人向けの地区が増加している。公園都計では外国人向けの空間づくりに重きが置かれたと言える。また、料理屋営業の出願が続出しており、それらの店舗を統率的にコントロールするために商業施設を別所にまとめ、「風紀地区」を用いることが予定されていた²⁰⁾。そしてこれらの計画実現のため、国立公園指定、物法適用、都計法適用を目指すことが示されている。

つまり、公園都計は基本的な考えを田都計から踏襲しているが、田都計に比べると公園都計は具体的実現法や優先順位にまで踏み込んだことが分かる。

5 雲仙国際公園都市計画実現に向けた展開

5.1 物法及び都計法の適用

前述の通り、物法の適用が1931/8の雲仙公園調査会にて急施事項と定められ、直ちに着手された。当時、都計法はその適用範囲が市までに限られていたが、物法は町村においても理由が承認されれば適用可能だった⁽¹⁵⁾。谷口自らが内務省に内申したものの、法適用には内務省で相当議論されたようである⁽²³⁾。町村における物法適用は逗子や鎌倉など先例があったが、雲仙は人口わずか750人、人口増加率2%、そして公園都計実行の為という他とは全く異なる条件のもとでの申請だったからである⁽²³⁾。だが、谷口は榎木寛之の同意を得て1932/6に法適用を実現する⁽²⁴⁾。物法適用理由書⁽¹⁶⁾は「内外人ノ観光遊覧避暑スル者四十萬ニ達シ国際的公園トシテ普ク知ラル(中略)今後ノ公園諸新施設ハ地形上利用上其ノ隣接ノ民有地ノ大部ニ求メサルヘカラサル状態ニ在ルニ(中略)商店其ノ他ノ営業ヲ為サントスル者新築開店続出シ為メニ道路工作物其ノ他計画ト組織ヲ欠ケル不統一ナル雲仙ヲ数ヶ年内ニ出現セン」ことを問題意識として持ち、公園計画及び公園都計の為の最善の策として物法適用が挙げられている。

1933/3に都計法が改正され、内務省が必要と認める町村も法適用が可能になった。町村に対する法適用条件の一つに「温泉地及び避暑避寒地其他名勝地」が含まれ、かつ物法適用を受けていたため、小濱町は即座に都計法が適用されることになり、1934/3/26に適用された⁽¹⁷⁾。

5.2 街路の計画と整備

谷口は長崎や佐世保の都市計画整備がひと段落する1934年度からは小都市に全力をつくすことを宣言しており、その対象の一つに雲仙都計街路の決定があった⁽²⁵⁾。都計街路は1935年の第15回都市計画長崎地方委員会での議論を経て1936/4/1に決定した。この委員会において谷口は、雲仙は「定住人口千ニ満タザル小聚落ニ過ギマセンガ春秋

ノ雑踏時期及夏ノ避暑時期ニハ臨時(宿泊者)人口時二千ヲ超ユル」ことを前置きにしつつ、田園都市計案、公園都市計画で用いてきた将来人口と面積についての説明を行い、「将来人口五六千ノ避暑遊覧温泉小都市トシテ都市計画法ノ趣旨ニヨリ一定計画ヲ樹立スル必要ガアル」と述べている⁽²⁶⁾。つまりこの試算は人口千人弱の小さなエリアに対して都市計画を適用する理由として用いられた。

街路計画は図2の通りである。中心区を囲う街路はいずれも幅員が15m超、中心区から別所やゴルフ場、札ノ原へと向かう放射道路は幅員が11m以上、小地獄へと向かう街路は幅員9mで計画された。路線II.3.1は中心区と古湯の道路混雑を緩和する為に計画された街路である。いずれの街路も完全な直線形ではなく、緩やかに丸みを帯びたカーブを描いている。街角剪除も計画されていることが確認できる。また、所々に街区計画上の工夫が盛り込まれており、半円形の交通広場が曲がり角に、そして自動車回転用円形広場が行き止まり箇所計画されている。また、路線II.2.1上に児童公園を目的とした4,675平米の広場、路線II.2.3上に「自動車駐車及交通処理ノ為ノ交通広場」と温泉神社前広場の2つの広場が計画されている⁽¹⁸⁾。児童公園以外の広場については、都計街路計画の内務省内申後には既に家屋の移転が済んでおり⁽²⁶⁾、広場となった⁽¹⁹⁾。

街路計画を公園都計と比較すると、「有明ホテル角-高来ホテル前角」は路線II.2.1、「有明ホテル角-小学校角温泉神社前」は路線II.2.2、「高来ホテル前より温泉神社前、島原千々石道分岐点」はII.2.3及び路線II.3.3、「高来ホテル前より新湯共同浴場前」は路線II.2.3が対応し、いずれも公園都計の「幅員平均8間」を満たしている。二等街路の「新湯-小地獄」は予定線、「有明ホテル角-小浜県道諏訪湖公園道分岐点」は路線II.3.5、「小学校角-千々石県道」はII.3.1、

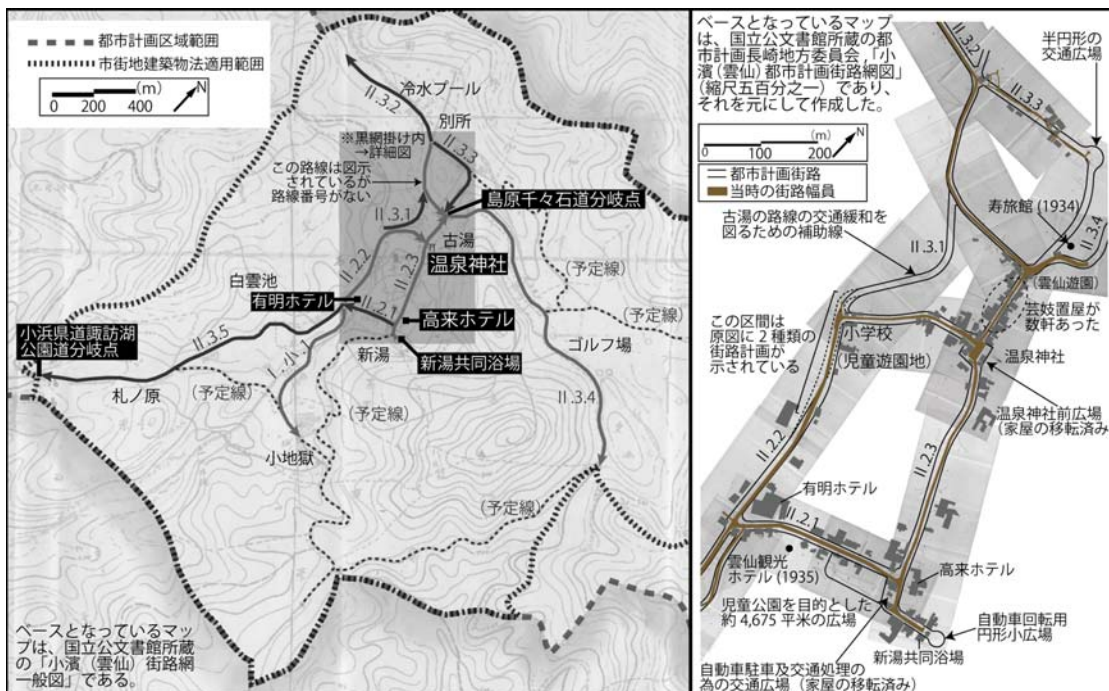


図3 雲仙の都市計画街路(左: 広域、右: 詳細)

「札ノ原-小地獄」は予定線、「有明ホテル角-小地獄」は路線I.小.1、「島原千々石道分岐点-冷水プール」は路線II.3.2、「島原千々石道分岐点-ゴルフ場」は路線II.3.4が対応し、幅員も5間~7間を満たしている。雲仙は1934/3に日本初の国立公園として指定され

た。1936/12/26に国立公園道路計画及び道路事業が決定し、都計街路のうち路線II.3.5、II.2.1、II.2.3、II.3.4の改修が決定した²⁷⁾。これは小浜雲仙間と雲仙島原間を結ぶ道路としての改修であり、その背景には1940年開催の東京オリンピックと万国博覧会などで外国人観光客が多数訪れることを見込んで国立公園に観光ルートを作る動きがあった²⁸⁾。

都計街路は「今直チニ実現スルハ財源ノ許ス所ニ非ズ²⁹⁾」だったが、国立公園と外的要因が事業化を進めた。

5.3 用途地区と施設

国立公園への指定によりエリア一帯は当初普通地域となり、更に別所や札ノ原、小地獄の一帯を含むエリアが1938/12に特別地域が指定された。工作物の建築などには内務大臣への届け出が必要となったが、いずれも建築用途を規制誘導するものではなかった。

当時の雲仙公園に関わった数名は風紀地区を用いて芸妓置屋を移転したと述べている。具体的には、園は「従来雲仙温泉旧湯地区には料理屋及芸妓置屋等の営業者散在し居たるを以て、昭和十年風紀地区を選定し移転せしめ国立公園風紀取締上遺憾なきを期せり³⁰⁾」と述べており、雲仙国立公園管理職員だった田中は「古湯内に散在していた芸妓置屋、料理屋などは別所風紀地区を設定し、ここに集めたので、静かな温泉街になった³¹⁾」と言う。計画では申請多数の飲食施設をまとめるために風紀地区を用いる想定であったが、実際は芸妓屋等の特殊料理店の整理に使われた。それは「社会風致上のみならず観光地の体面保持上³²⁾」の理由だった。田中は移転について「県保安課の協力で内務省のご意見も聞いてやった」と振り返っており、ヒアリング(K氏)でも古湯の路線II.2.3沿いに数軒の芸妓置屋があり、それが別所に移転したことが確認できた。しかし、風紀地区は実際に適用されることはなかったと言われており³³⁾、雲仙についても都計法に依る風紀地区の指定については事実として確認できない。

また、それ以外の用途地域についても都計法に基づく指定はなされていないが、公園都計で定められた用途地域は都市計画のそれに比べると詳細で都計法の用途地域では対応できないものだった。だが、宿泊施設の立地を見ると、計画策定後に開業したのは寿旅館(1934)と雲仙観光ホテル(1935)だったが、前者は古湯、後者は新湯地区に建設され、白雲池畔には1933年よりバンガローが建設された。施設整備については、急施事項であった墓地の改葬、火葬場の移転、塵芥焼却場の移転、警察官派出所の改築は確認できない。計画していた施設も全て整備とならなかったが、民間の投資もあり雲仙物産館(1931)や雲仙遊園(1935)、雲仙記念館(1937)、児童遊園(1939)等が整備された³⁴⁾。

5.4 建築線の設定に関する考察

谷口の論考には触れられていないが、公園計画に基づいて建築線を設定して建築の後退を図っていたと考えられる。文献10)は二重の建築線を一本化するための通牒であり、それまでの建築線導入の経緯として「国際田園都市雲仙計画ヲ樹立シ、(中略)温泉公園計画建築線ヲ設定シ建築ノ後

退ヲ図リ(中略)続いて昭和七年温泉市街一帯ノ地域ニ市街地建築物法」を適用したと述べられている。つまり、物法適用前から「温泉公園計画建築線」を導入しており、その考え方は道路境界からホテルは三間、日本旅館は二間、一般建築物は一間後退する線を建築線と定めるといったものだった¹⁰⁾。その後、物法と都計法が適用され、都計街路が決定した。物法施行令の規定では、仮設建築物であれば都計街路に突出していてもその存続期間を付せば許可されることとなっていた²⁰⁾。都計街路は「之(街路)ヲ都市計画トシテ決定シ以テ市街地建築物法ノ運用ニ依リ合理的ニ街衛ノ統制ヲ図ラム²⁹⁾」ことを目的としており、建築線としての役割が期待されており、2つの建築線が運用されることとなる。そこで、1937/7/6に県は文献10)によって公園計画建築線の廃止と物法施行令に基づく仮設建築物の不許可、都計街路による建築線への一本化を長崎県警察部長から小濱警察署長宛で通牒したのだった。この通牒によって物法を超過する規制をかけることとなったが、このまま仮設建築を許すと、「温泉街衢ハ乱雑ナモノトナリ、後退セル建築ニ依ル市街地ノ美化ハ不可能¹⁰⁾」となることを危惧していたからである。確かに古湯地区は都計街路に沿って建物を曳家するなどして幅員を確保し²¹⁾、「二車線両側歩道の中央街路を造り整然とした街並³¹⁾」となった。

一方、谷口は1936/1に発表した論考³⁵⁾では「ホテル区域には後退建築線の指定の要もあらう」と述べており、その当時は建築線が設定されていなかったことを示唆する。谷口のこの発言は文献10)の事実と反するが文献10)には都市計画技師印の欄に谷口の印を確認することができ、論考は棄却されるべきであろう。新湯地区について、田中は「殊に新湯地区では後退建築線を設定したので、新湯温泉街は周囲の自然風景にマッチした美しいものとなった³¹⁾」と評価しており、建築線の存在を示している。田中は1934/6から4年半、雲仙に関わっており³¹⁾、この発言はその時の経験を元にしたものであることと文献10)の都計街路による建築線の適用を踏まえると、1937/7/6以降1938年頃までにホテル地区に建築線が再度設定されたと考えられる²²⁾。なお、1942/4/17に新湯地区に起案された長崎営林署雲仙造林小屋の平面図³⁶⁾には計画道路線に加え建築線が確認でき、その距離は図面から約2m(1.1間)と測定される。

このように、公都計は実現性の高い計画となった²³⁾。谷口が「観光地、観光都市乃至は観光路線の改善の為には、都市計画の一部門として相当たる覚悟を以て努力しなければならぬ³⁵⁾」と述べるように、計画と実現方法を対応させて取り組んできた結果であり、東京オリンピックという当時の社会背景も計画実現を後押しした。

6 まとめ

6.1 都市計画技師作成の計画の特徴

雲仙で作成された計画は、施設整備に加えて街路や広場、ゾーニングの考え方など都市計画的な観点が多く盛り込まれた総合的な計画だった。また、随所に数値的な根拠を持

った導出がなされていた。

6.2 都計法及び物法適用がもたらした効果

都計法の適用により都計街路としての計画が可能となった。都計街路は複数の広場や交通緩和の為の路線、緩やかなカーブを描いた街路などきめ細やかな計画となっており、広場やカーブを描いた街路、歩車分離の街路が実現に至った。背景には国立公園指定や東京オリンピック開催に向けた国家事業の影響があった。また、都計街路には建築線としての役割も与えられ、それにより古湯地区では整然とした街並みの形成を実現した。また、風紀地区を用いた観光地にふさわしい面的に最適な土地利用を目指した。風紀地区は指定には至らなかったが、特殊料理店の整理は実現し、同じ効果を得た。物法の適用はその前から導入されていた建築線に対する法的根拠の確保や新湯地区の整備誘導に効果をもたらしたが、物法の規制を超過する独自規則を定めるなど、より積極的な空間規制も見られた。都計法及び物法によって可能な様々な規制・誘導が展開したと言える。

6.3 谷口成之の役割：都市計画家・都市計画推進家として

雲仙は避暑地や国立公園化という動きも影響したが、谷口自身が観光地には都市計画が必要だという認識を持っており、積極的に雲仙の都市計画を進めていった。その意識が当時の都市部で用いられていた都市計画の考え方を応用した総合的な計画に反映された。それは谷口の都市計画家としての専門性と観光地という状況に即した応用力の高さ（観光客を人口と捉える等）を示す。そしてこの総合的な計画に基づいて物法・都計法の適用、都計事業決定、実現へと展開していくにあたっては随所に計画推進家としての谷口の戦略性と推進力を見ることができる。言い換えれば、街路や広場等の計画は理想に偏りすぎず課題解決に資するような計画を策定し、法的な枠組みを多様に活用して実現に尽力したことが谷口の果たした役割であった。施設整備こそ法の効力の範囲を超えていて必ずしも計画通りに実現しなかったがその成果は評価されるべきである。

【謝辞】本研究の遂行にあたり長崎県庁及び雲仙の方々に大変お世話になった。記してお礼申し上げたい。

【補注】

(1)水内が明らかにした「霧島公園計画」(本多静六・田村剛)や十代田が明らかにした「県立榛名公園計画(1925)」「妙高大公園計画(1927)」(田村剛)等 (2)山口敬太(2010)、「戦前の六甲山における公園系統の計画と風景利用策に関する研究」、都市計画論文集 No. 45-3 や同(2015)、「近代大津の「遊覧都市」建設と都市計画 -湖岸埋立と湖岸道遙道路整備を中心に-」, 土木学会論文集 D2, Vol.71 など (3)発掘した史料のうち本研究で用いたのは文献 10)、26)、田都計、温泉公園調査会内規・名簿であり、その他に風景保護ニ関スル件(通牒)等があった。(4)2016年4月15日に古湯地区居住のK氏(男性・S6生まれ)とI氏(女性・S14生まれ)に現地ヒアリングを行った。両氏は観光協会及び宿泊施設経営者より、戦前の雲仙をよく知る人物として紹介を受けた。特にK氏は戦前の記憶が鮮明であった。(5)雲仙公園を計画的に整備する必要性を最初に認めたのが1927年の佐上知事の県議会であったため、それを起点とし、太平洋戦争の始まる1941年以前を対象とした。(6)この期間の新聞が現存する長崎日日新聞を中心に、重要な事項は長崎新聞も合わせて参照し、351の記事を抽出した。うち本研究では10の記事を用いた。公園計画以外に国立公園指定や外国人観光客の動向、民間事業者の投資に関するなど多様な記事が見られた。(7)新聞記事では松下技師となっているが、当時公園課長で長崎県嘱託であったのは折下であり、誤字と考えられる。(8)1928年の県議会において桑原議員が県費に対して得た利益について疑念を示している。また、同議会において長井参与員は

「出来れば皇宮の公園に見たいとまで思っている」と述べている。いずれも長崎県議会(1967)、長崎県議会史第4巻。(9)史料によると、雲仙内区附近現況図、雲仙計画案地域図、雲仙計画案道路網図、雲仙計画案内区図がいずれも縮尺4,000分の一で作成されていた。(10)「心々」とは部材間の距離を示すもので、ここでは自動車同士の車間距離を指すと考えられる。(11)なお、その後は都市計画北海道地方委員会に転任、1942年には東京地方委員会に転任し、戦前から戦災復興期まで東京の都市計画に関わっている。(12)例えば谷口成之(1934)、「長崎地方計画論(上)」, 都市公論 17(9)及び、同「(下)」, 都市公論 17(10)がある(13)新聞報道を元に作成した表2と一部異なる点が見られるが、ここでは計画法策定者である谷口成之の論考をより信びよう性の高いものとして扱う。(14)なお、この標準では自動車3間+道遙1.5間×2+緑地3尺×2で7間にしかならず、計算が合わない。(15)施行当時から第23条にて「特別ノ必要アル場合ニ於テテハ勅令ヲ以テ其ノ定ムル所ニ依リ前項ノ市街地ノ外ニ互リ本法適用ノ区域ヲ定ムルコトヲ得」。しかし、実際に運用されるのは1930年代に入ってからであり、小濱への適用は全国で5番目のことであった。(16)文献10)に添付資料として収められていた。(17)谷口成之(1934)、「都市計画検討の一片見」, 都市公論 22(4)pp.2-7 における都市計画長崎地方委員会年次表を参照すると、都市計画区域決定については都市計画長崎地方委員会における議論を経ていない。(18)ゾニックセンターとして計画されていた600坪の広場は図面未確認のためそれとの関係性は不明である。(19)児童公園については実現が確認できなかった。現在はその敷地の一部が駐車場となっている。(20)市街地建築物法施行令第二十九条ノ二「市街地建築物法第二十六条第二項ノ道路ノ境界内ニ於テ行政官庁支障無シト認ムルトキハ、同法第八条、第九条及第十一条ノ規定ニ拘ラズ存続期限ヲ附シ仮設建築物ノ建築ヲ許可スルコトヲ得」とある。なお、「仮設建築物」の解釈は「主要構造材(基礎及根積ノ部分ヲ除ク)ヲ破壊スルコトナク容易ニ解除シ得ル構造ヲ有スル建築物ヲ指称スルモノニシテ木造建築物ノ如キハ其ノ規模ニ拘ルテ仮設建築物ト解ス」というものであった(文献10に基づく)。(21)ヒアリングをした方(古湯地区居住)の住居は少なくとも曳家をした。(22)長崎県は1937/3/19に市街地建築物法施行細則を定めており、第九条に「建築線ノ指定、変更又ハ廃止ヲ為シタルトキハ之ヲ告示ス」と決められているものの、現存する長崎県広報にその記載は確認できない(長崎県立図書館の所蔵では特に1938年に欠号が多い)。(23)なお、国立公園は雲仙地域のみで島原半島一帯の指定は実現しなかったが、島原半島に15の風紀地区が指定されるなど、衛星公園の実現も進んだと言えるが、詳しくは今後の研究課題とする。

【参考文献】(長崎日日新聞を長日と略す)1)西川亮(2015)、「戦争復興期に活動した観光技術家協会に関する研究」、日本都市計画学会論文集 Vol.50-3pp.800-807 2)内務省(1933)、「都市計画法令ノ施行ニ関スル件依頼通牒」3)賀来宏和(1980)、「雲仙国立公園成立史(1)~(3)」, 国立公園 vol.364~366 4)砂本文彦(2001)、「近代日本における国際リゾート地開発の史的考察:1930年代国際観光政策に伴うリゾート空間の形成について」, 東京大学学位論文 5)長崎県議会(1965)、「長崎県議会史第3巻」6)園孝治郎(1921)、「温泉公園調査資料」7)長崎県議会(1967)、「長崎県議会史第4巻」8)長日 1927/9/4 夕1面 9)園孝治郎、「国際公園としての雲仙嶽(下)」, 長日 1930/1/8 朝2面 10)雲仙市街地建築物法適用区域ノ内ノ仮設建築物ニ関スル件、長崎県都市計画課所蔵 11)新聞集成昭和編年史昭和四年度版 12)谷口成之(1961)、「長崎県の都市計画」, 新都市 15(11)pp.43-44 13)浅野純一郎(2009)、「戦前期の地方都市における近代都市計画の動向と展開」, 中央公論美術出版 14)路政僧(1925)、「内務省に開かれた都市道路協議会を觀て」, 道路の改良, vol. 7 No.11 15)長日 1934/2/24 朝1面 16)日本都市計画学会(1989)、「都市計画 Who was Who(13)」, vol.38(4)pp.72-73 160) 17)長崎新聞 1930/6/12 朝3面 18)長日 1930/6/12 朝3面 19)長日 1930/6/27 夕1面 20)谷口成之(1931)、「雲仙国際公園都市計画の素描」, 都市公論 14(9)pp.64-73 21)長日 1931/8/3 朝1面 22)谷口成之(1962)、「都市計画と共に37年間の記」, 区画整理 5(8)pp.2-5 23)橋本道氏談、「雲仙公園に市街地建築物法適用に就て」(1932/6/23 長崎新聞 夕1面) 24)谷口成之(1932)、「長崎に於る都市計画事業概観」, 工政 (149)pp.53-56 25)谷口成之(1934)、「先陣を承る者の覚悟」, 都市公論 17(1) 26)第15回長崎県都市計画地方委員会議事録 27)雲仙国立公園道路計画図、国立公文書館所蔵 28)長日 1937/2/13 夕2面 29)小浜(雲仙)都市計画街路決定ノ理由書、国立公文書館所蔵 30)園孝治郎(1940)、「雲仙公園ノ沿革ト其ノ施設ノ現況及将来」, 国立公園 12(4)pp.25-29 31)田中通夫(1984)、「雲仙国立公園初代管理員の想い出」, 国立公園(412)pp.20-24 32)長日 1935/4/21 朝3面 33)岡本祐輝(2007)、「旧都市計画法体制における風紀地区規定条文に関する試論」, 日本建築学会計画系論文集第612号 34)雲仙公園ビジターセンター(2000)、「湯けむりの記憶」及び長日 1939/7/19 朝3面 35)谷口成之(1936)、「観光事業と都市計画」, 都市公論 19(1)pp.128-131 36)「国立公園事業決定台帳(昭和11年度~昭和49年度)」, 国立公文書館所蔵